

注1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 4の欄は、高調波及び低調波による高周波出力の設計値をマイクロワットで記載すること。
- (3) 5の(1)から(4)までの欄は、設備から10メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。
- (4) 6の欄は、施行規則第46条の2第1項第1号(5)に定める電波の強度を超えないよう措置した内容を記載すること。
- (5) 添付図面の記載は、次によること。
 - ア 図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
 - イ 外観を示す図は、申請に係る設備の正面、側面及び平面並びに各部の名称及び寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されたものであること。
 - ウ 外観を示す写真は、申請に係る設備の正面、側面及び平面を写したものであること。
 - エ 接続図は、部品名及び回路定数が記載されたものであること。
- (6) 8の欄は、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。
- (7) 9の欄及び10の欄は、試験に供した設備について記載すること。
- (8) 11の(2)の欄は、搬送波の周波数の測定結果を記載すること。

測定に当たっては、無変調搬送波を送出して測定すること。ただし、無変調搬送波の送出ができない場合は、疑似雑音系列による標準符号化試験信号（以下「標準符号化試験信号」という。）で変調し、搬送波を送出して測定すること。また、搬送波の瞬断がある場合には、スペクトル分析器で搬送波の位置を確認し、それを較正された周波数軸で読み測定値とすること。
- (9) 12の(2)の欄は、高調波及び低調波による高周波出力の測定値をマイクロワットで記載すること。

測定に当たっては、無変調搬送波を送出して測定すること。ただし、無変調搬送波の送出ができない場合は、標準符号化試験信号で変調し、搬送波を送出して測定すること。

なお、当該欄のかつこ内には、最大の高周波出力を示す高調波及び低調波の周波数を記載すること。
- (10) 13の(1)から(4)までの各欄は、設備から10メートルの距離における漏えい電界強度の最大の値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。

測定に当たっては、測定用受信機の通過帯域幅を10kHzとし、搬送波を標準符号化試験信号で変調し、搬送波を送出して測定すること。この場合において、10メートルの距離における測定が困難なときは、10メートルを超える任意の測定距離で測定することができるものとし、次式により計算された値をもって測定値とする。

$$E1 = \left(\frac{D}{10} \right) \times E2$$

E1：10メートルの距離に換算した値 [μV/m]
E2：任意の距離における測定値 [μV/m]
D：測定したときの距離 [m]

なお、当該欄のかつこ内には、それぞれの周波数帯において漏えい電界強度が最大となる漏えい電波の周波数を記載すること。

- (11) 14の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。
- (12) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注2 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 指定番号の欄は、設計変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。
- (3) 設計書は、1及び2の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注1に準じて記載すること。

なお、7の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。
- (4) 試験成績書は、注1に準じて記載すること。